様式第22（第28条関係）

輸送能力届出書

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第139条第３項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

（略）

備考

１・２　（略）

３　次年度以降において輸送能力がエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第16条第２項の基準以上にならないことが明らかである場合は、その旨及びその理由を備考の欄に記入すること。

４・５　（略）

様式第23（第30条関係）

特定航空輸送事業者指定取消申出書

（略）

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第139条第４項の規定に基づき、特定航空輸送事業者の指定の取消しを申し出ます。

（略）

備考

１～３　（略）

４　「指定の取消しを申し出る理由」の欄には、事業を行わなくなったときはその旨を、輸送能力がエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第16条第２項の基準以上となる見込みがなくなったときは当年度及び翌年度の見込み並びにこれらの見込みの根拠を記入すること。

５　（略）

様式第９（第14条関係）

輸送能力届出書

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第71条第３項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

（略）

備考

１・２　（略）

３　次年度以降において輸送能力がエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第13条第２項の基準以上にならないことが明らかである場合は、その旨及びその理由を備考の欄に記入すること。

４・５　（略）

様式第10（第16条関係）

特定航空輸送事業者指定取消申出書

（略）

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第71条第４項の規定に基づき、特定航空輸送事業者の指定の取消しを申し出ます。

（略）

備考

１～３　（略）

４　「指定の取消しを申し出る理由」の欄には、事業を行わなくなったときはその旨を、輸送能力がエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第13条第２項の基準以上となる見込みがなくなったときは当年度及び翌年度の見込み並びにこれらの見込みの根拠を記入すること。

５　（略）